

少年法第六一条と犯罪被害者の保護

藤 吉 和 史

- 一 はじめに
- 二 少年実名報道事件判決をめぐって
- 三 犯罪被害者と遺族の保護
- 四 おわりに

一 はじめに

少年法第六一条は「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない」としている。審判の非公開の原則（少年法第二二条第二項）および記録等の閲覧謄写制限（少年審判規則第七条）とともに、少年事件に関する秘密保持・非公表の原則の一環として、報道・出版の制限を規定したものである。少年事件に関して手続の公開を制限し、報道を規制・

制限するのは、諸外国に共通するものであり、また戦前の旧少年法第七四条では、少年審判手続や少年の刑事手続に関する新聞報道・出版を禁止するだけでなく、これに違反した編集人、発行人、著作者に対しては、一年以下の禁錮または罰金という刑罰を科すことになっていた。しかし、現行少年法第六一条では罰則を廃止している。出版の自由が制約を受けていた旧憲法下では、少年事件だけが規制されていたわけではなく、成人の刑事事件についても同様の報道規制が行われていて、それが新憲法になり、旧少年法第七四条の罰則は、出版の自由を制限することになるから差し控えようとの趣旨で廃止されたのである。⁽²⁾

もちろん、現行少年法第六一条は少年審判および少年の刑事事件の報道を全面的に禁止しているものではない。審判の非公開および記録等の閲覧・写制以外には、あくまで「その者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない」として、身元が特定される報道を規制しているだけである。その意味では、実名や顔写真を用いず、身元を明らかにせずに事件の背景を報道する「匿名報道主義」が少年事件で適用されていると考えてもよい。匿名の根拠としては、少年およびその家族のプライバシーを保護し、少年の更生を図るためという刑事政策上の重要な意味があり、犯罪者を特定した犯罪報道は、それによる社会的偏見が、その後の本人の更正の妨げとなること、つまり、ラベリングの弊害があることを配慮したもので、それは成人に対しても同じであるが、とりわけ、未熟で傷つきやすく、可塑性に富み、将来性のある少年について配慮し、「非公表の原則」を定めたものであるとされている。⁽⁴⁾ さらにまた、少年の模倣性による非行の伝播を防止し、非行少年を悪い意味でのヒーローにしないためという趣旨もある。⁽⁵⁾ 少年の年齢的な特性を考慮し、悪影響を排除しようとの目的を併せ持つものと理解できる。この現行少年法第六一条は罰則規定を持たないために、単なる倫理規定・訓示規定であるとする見解もあるが、この規定に違反することが損害賠償請求の根拠となる

ことを見れば、少年法第六一条は法的な根拠を有するれっきとした法規範だと考えるべきである。⁽⁷⁾

現在、この規定は二つの方向で大きな壁に直面している。第一は、メディアの報道の自由という壁である。近年、「少年犯罪の増加と凶悪化」という主張を振り所として、少年法第六一条に違反する報道が頻出している。一九八〇年代末頃から、大高緑地アベック殺人事件や、綾瀬女子高校生殺人事件、綾瀬母子殺人事件、神戸須磨事件、堺市女児殺人事件などにおいて、被疑者・被告人である少年の氏名や身元あるいは写真を公表するメディアが続いた。とくに綾瀬女子高校生殺人事件では、週刊誌によって加害者である四人の少年と親の実名が公表され、公表の根拠を「野獣に人権はない」としたことと大きな議論を呼んだ。⁽⁸⁾ さらにこの事件では、「被害者」の実名のみならず、水着姿の写真が公表されたことで、「被害者」の実名・顔写真報道への疑問も投げかけられた。また、堺市女児殺人事件では、のちに詳述するように、メディアの実名報道に対して損害賠償訴訟が起こされて、一審大阪地裁と控訴審大阪高裁とで異なった判決がでるといふ微妙な論争を呼び起こしている。

第二は、被害者の知る権利という壁である。従来、わが国では犯罪被害者や遺族に対する保護・救済という観点で欠けていたために、被害者や遺族は事件の内容のみならず審判や裁判がいつ行われるかさえ知られることがなかった。たとえば、わが子を殺された親の立場からすれば、わが子が、誰に、なぜ、どうして殺されたか知りたいと思うのは自然の感情であろう。審判や裁判で加害者に想いを伝えたいと願うのも無理はない。こうした被害者の立場を権利として認めるか否か、どのような権利として認めるかは、刑事司法の構造自体に大きな影響を与える問題であるので十分な検討が必要であるが、何らかの形で保護・救済が早急に実現されるべきことは言うまでもない。少年法第六一条の「匿名主義」は、この方向でも大きな壁に直面しているのである。

少年事件の審判・裁判における匿名主義と報道の自由および被害者の権利とは、それぞれが、二律背反するもの

ととらえられがちである。実際、対立・衝突する局面があることは否定できない。しかし、加害者である少年もその犯罪や非行を克服し責任ある大人として社会に復帰することが少年法によって期待されており、メディアを含めた社会もまたそのような少年の成長を援助し迎え入れる責務がある。もちろん、その際に被害者が見捨てられるようなことがあってはならない。被害者に対する十全の支援と救済を保障しつつ、犯罪によって傷ついた被害者も加害者とともに癒されるシステムを模索しなければならない。¹⁰⁾本稿は、そのシステムの端緒を探り、少年法第六一条と報道の自由および少年法第六一条と被害者の権利との両面での対立・衝突を調整・融和できる解決策を模索するものである。

二 少年実名報道事件判決をめぐって

(一) 大阪地裁平成一一年六月九日判決

一九九八(平成一〇)年一月八日、大阪府堺市でシンナーを吸引した一九歳の少年が、自宅から持ち出した包丁で通学途中の女子高校生や幼稚園児(五歳)およびその母親を次々と刺し、園児を死亡させたうえ女子高生と母親に重傷を負わせた。逮捕された少年は、大阪家庭裁判所堺支部の少年審判で検察官送致が決まり同年三月に起訴された。一番の大阪地裁堺支部は、二〇〇〇(平成二二)年二月二四日、被告人に対し殺人罪等で懲役一八年の判決を言い渡している。これが堺市女兒殺人事件である。ここで問題となる大阪地裁平成一一年六月九日判決は、この刑事事件の被疑者である少年の実名や顔写真を掲載した月刊誌「新潮45」の記事で少年法六一条に基づく「実名で報道されない権利」が侵害されたとして、少年側が発行元の新潮社などに二、二〇〇万円の損害賠償を求めた民事訴訟の第一審判決である。この判決では、結局、原告少年側の請求を認めて新潮社側に二五〇万円の損害賠償を命

じている。以下には、本判決の判断を整理し、とくに少年法第六一条の解釈につき検討することとする。

まず、判決では、実名や顔写真を掲載した月刊誌の発行が少年の法的利益を侵害し、不法行為となるかを検討するにあたって、「刑事事件につき被疑者とされたという事実は、その者の名誉あるいは信用にかかわる事項であるから、みだりに事実を公表されないことにつき法的保護に値する利益を有するといえることができる」とし、また「実名を挙げたうえで原告が犯罪の被疑者であるという事実は原告の名誉に直接かかわる事項であり、……このような事項をみだりに公表されないことにつき法的保護に値する利益を有すると認められる。さらに、無断で顔写真が掲載されることによつて、原告が、羞恥、困惑などの不快な感情を強いられ、精神的な平穩を害する結果となることは明らかであるから、原告は、こうした不利益を受けない法的保護に値する利益を有すると認められる」と断定している。

次に、第六一条の非公表の原則は、「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行う」（二条）という少年法の精神を受け、少年の社会復帰に対する支障を最小限とし個人の更正を図りつつ、これによつて再犯を予防するという刑事政策的考慮にも基づくものと指摘し、「したがつて、同規範に反し、本人であることが分かるような方法で、一般人がその立場に立てば公開を欲せず一般の人には未だ知られていない事項や顔写真等が、新聞紙その他の出版物に掲載された場合、それが例外なく直ちに被掲載者に対する不法行為を構成するとまでは解しえないものの、成人の場合と異なり、本人であることが分かるような方法により報道することが少年の有する利益の保護や少年の更生といった優越的な利益を上廻るような特段の公益上の必要性を図る目的があったか否か、手段・方法が右目的からみてやむを得ないと認められることが立証されない以上、その公表は不法行為を構成し、被掲載者は右公表によつて被った精神的苦痛の賠償を求めることができると

判断した。

出版社側からの主張では、本件事件が「少年の保護よりも社会的利益が強く優先する場合」であり、あと半年で二〇歳になる者であったから、少年の尊厳を認めて、少年に自分のなしたことをきっちり認識させたく分らせるべきだから匿名ではなく実名ですべてを事実として書いた、というのが実名報道にした根拠である。これに対して判決は、実名報道がなゆえその主張する意図にかなうのか理解しがたいうえ、本来、法の下に行われるべき処遇ないし制裁を、メディアにおいて行う権限があるかのような主張は、到底首肯できない独自の見解というほかに、それが公益上の必要性を構成するとは言えない、としてその主張を却下しているのである。

もちろん、この判決に対しては、「表現の自由」の観点からの論議が乏しい、報道規制の根拠が説得的に展開されていない等の批判があり、少年事件報道の領域における法による過剰な規制を排除し、自由な言論の中で市民的秩序を構築すべきであるとの主張がなされている⁽¹⁾。報道の自由と少年の権利との衝突をいかに調整すべきかの困難さが示されている事例である。当然、出版社側はこの判決を不服とし、大阪高裁に控訴している。

(二) 大阪高裁平成二二年二月二九日控訴審判決

平成二二年二月二九日、出版社側からの控訴を受けた大阪高裁の控訴審判決は、一番の大阪地裁判決を取り消して請求を棄却し、出版社側逆転勝訴の判決を言い渡した。その判決では、「本人とわかるような報道を禁止した少年法六一条の規定は、当然に表現の自由に優先するものではない。記事は社会の正当な関心事であり、表現内容・方法も不当なものではなく、権利侵害にはならない」としている。一番の大阪地裁では、少年事件で実名報道が許される範囲を制限する判決を言い渡していた。それに対して、今回の判決は、表現の自由とプライバシー権などと

の関係について、「表現行為が社会の正当な関心事で、表現内容・方法も不当なものではない場合には表現行為は違法性を欠き、プライバシー権などの侵害にならない」という判断を示した。少年側は「実名報道は将来の更正の妨げになる」と主張したが、判決は「実名報道が更正の妨げになる可能性が抽象的にはあるとしても、出版社側に対する損害賠償請求の根拠とすることはできない」としてこれを退けている⁽¹²⁾。

本判決は、まず、犯罪の被疑者・被告人の姓名が市民の知る権利の対象か否かは争いがあるとし、被疑者・被告人は未だ犯人とは決まっていないという無罪推定の原則と、犯人であったとしても家族などに影響があり、社会復帰の妨げになるとの理由から、「犯罪事実の報道においては、匿名であることが望ましいことは明らかであり、これは犯人が成人であるか少年であるかによって差異があるわけではない⁽¹³⁾」と認めている。それにもかかわらず、社会一般の意識としては、報道における被疑者等の特定は、犯罪ニュースの基本的要素であって犯罪事実と並んで重要な関心事であると解されるから、犯罪事実の態様、程度、被害者側の心情等から、実名報道が許容されることはありえることであり、これを一義的に認めることはできないが、少なくとも、凶悪重大な事件において、現行犯逮捕されたような場合には、実名報道も正当として是認されるものとした。

しかし、この論旨については疑問がある。少年事件の場合、実名報道が少年の更正・社会復帰の妨げになり、家族に対しても大きな被害を与えることは、数多くの事例や日弁連人権擁護大会（一九八七年と一九九九年）などで広く知られていることであり⁽¹⁴⁾、無罪推定の原則からも、刑事責任能力（刑法三九条、四一条）の問題からも、被疑者段階で実名報道すべきでないことは本判決自らが認めていることである。また、同じ本判決の別の箇所でも「本件記事において、実名によって被控訴人と特定する表現がなかったとしても、その記事内容の価値に変化が生じるもの⁽¹⁵⁾」と思われず、本件事件の本質が隠されてしまうものとも考えられない⁽¹⁵⁾」としていることから、実名・被疑者の

特定は、犯罪報道の基本的要素などではなく、犯罪事実と並ぶ重要な関心事でもないことは、明らかであり、実名報道が正当であるとするのは自己矛盾の論述である。

さらに、判決は、「本件犯罪事実は極めて凶悪重大な事犯で、何の因縁もないにもかかわらず無残にも殺傷された被害者側の心情をも考慮すれば、実名報道したことが直ちに加害者に対する権利侵害にはならない」と被害者の心情に触れて実名報道を容認している。しかし、被害者に対する配慮は、必ずしも加害者の実名報道の必要性に結びつくものではない。むしろ現在、被害者側に対する報道被害が取り上げられ、被害者の実名報道にも慎重な姿勢が求められている。加害者の実名報道が、一時的には被害者の感情を満足させるようにみえるとしても、長い目で見れば、加害者・被害者双方を含む取材対象に対して、節度を保った取扱いを定めることの方が、真の被害者保護につながる。被害者に対しては、守秘義務を前提とする等の措置を付したうえで、被害者の精神的・物質的損害を回復する情報を関係機関から提供することが望まれる。実名報道にその代役は務まらないと言うべきである。¹⁶⁾

この判決に対し、朝日新聞は社説で批判を展開している。以下に要約して引用する。

「犯罪を犯した少年の実名や顔写真をマスコミが報道したとき、そうした行動を禁じている少年法六一条との関係をどう考えたらいいのか、報道する側はいかなる責任を負うのか。この問題が争われた『新潮45』の記事をめぐる裁判で、大阪高裁は少年の賠償請求を退ける判決を言い渡した。表現の自由を民主主義の存立基盤と位置づけ、優越的な地位を認めたい点は評価したい。だが、結論に至る理由づけは、いささか粗雑で、説得力に欠ける。地裁は少年法六一条の趣旨を積極的にとらえて、実名を報道するには、それを公表されない法的利益を上回る特段の公益上の必要性があることを報道側が立証しなければならぬとしていた。これに対し、高裁は同じ条文を限定的に解釈して、実名報道が認められるかどうかの基準は成人も少年も同様だという立場から出発した。このため、『実名

や顔写真がなくても記事の価値に変わりはない」としながらも、社会の関心などを理由に今回の報道は正当と結論づけている。『地元の人は少年の犯行だと知っているのだから、実名を出したところで更正の妨げにはならない』といった判断にいたっては、あまりに乱暴で受け入れ難い。真相を知りたい被害者の気持ちにこたえるというのなら、一雑誌のこうしたやり方でなく、社会全体の責任で手立てを講じるべきだ。いま国会に提出されている少年法改正案に情報開示規定が盛り込まれたのは、まさにそのためである。インターネットの普及は便利さの半面、のぞき見趣味や相手を名指しした一方的な非難など、人権を踏みこむ情報発信を拡大させていく。だからこそ、報道にかかわる者は、これまで以上に自らを律する必要がある。ひとりよがりの正義感をふりかざしたり、売れさえすればいいという考えに走ったりすれば、やがて信頼を失い、自らのよって立つ場を崩すことになるだろう。¹⁷⁾

両判決を通じて、少年事件情報に関する「知る権利」や「報道の自由」と少年の「プライバシーの保護」との衝突・対立の調整は非常に困難な問題であることが理解できる。この問題の解決策として「情報保有権」または「自己情報コントロール権」および「アクセス権」の観点からとらえようとする理論がある。まず、情報保有権という観点からみた場合、少年事件の情報、自己情報であるという意味で少年に属している。メディアについては、自己取材の結果としての情報でも、その帰属先は取材機関ではなく、情報源・取材先・情報関係者であるから、メディアの独自判断で公開することは本来はできないものはずである。あくまでも、情報の保有者の意向と、情報の受け手の権利、つまりアクセス権との関係で、メディアの情報公開・報道の妥当性が決定される。また、捜査機関を含む司法機関は他人の情報の保管機関というだけであって保有権者ではない。問題は、保管機関が保有権者の了解を得ないで公開を決定する権利があるかである。とくにその機関が保管している情報を公開しないと社会に危害が迫るなどの緊急やむを得ない事情がないかぎり、独自判断では公開できないものと考えられる。そして、被害者

および遺族については、そのプライバシーが関係するかぎりにおいて情報の保有権者であるが、少年事件情報のすべてが帰属するわけではなく、とくに捜査段階における情報は、少年が加害者であるか否かが確定していないので、被害者といえども情報を保有する権利はない。アクセス権、つまり知る権利としての情報の受け手としては、まず国民が念頭に浮かぶ。しかし、国民一般が少年事件に関するあらゆる情報の受け手としての権利を有するか、他人のプライバシーを侵害してもアクセスする権利を有するかを考えた場合、これは否定しなければならぬといふことになる。⁽¹⁸⁾

この理論と共通の基盤を有する考えに、「知る必要性の理論」と呼ばれる考えがある。知る権利は、国民が主権者として政治的・社会的問題について判断したり意見を形成したりするのに必要な情報入手する権利である。民主主義を行うために必要不可欠の政治的権利であるから、憲法上最大の保障が与えられている。むしろ公権力の濫用などの違法な行使をチェックするための権利で、「知る必要性」が認められる場面である。そうでない場合、つまり、民主主義的な市民の自治に関わらない情報については、憲法上、最高価値のあるものとして絶対的に保障される範疇に属するものではない。こうした範疇にないかぎりプライバシーなどの他人の権利を侵害することは許されない。少年事件情報についていえば、プライバシーにかかわらないかぎり、その事件の概要や捜査、審判の進行状況およびその結果について、情報の受け手としてのアクセス権が認められると考えるべきである。⁽¹⁹⁾ 実名や顔写真を用いず、身元を明らかにせずに事件の背景を報道する「匿名報道主義」は、まさにこの要件を満たすものである。

なお、この判決は、二〇〇〇(平成二二)年二月六日、少年側が上告を取り下げる手続をとったことによって確定することになった。当該出版社の編集長は「大阪高裁判決が確定するが、すべての少年犯罪の実名報道が許さ

れるという意味ではない。それぞれのケースについて、報道機関が自らの責任で判断しなくてはならないということとで、責任はますます重くなつたと考えている」と述べている。²⁰⁾

三 犯罪被害者と遺族の保護

(一) 犯罪被害者保護の動き

犯罪被害者や遺族が、事件の内容のみならず審判や裁判がいつ行われるかさえ知らざれることがなく、わが子を殺された親が「わが子が、誰に、なぜ、どうして殺されたか」知るすべもないという事態は、心理的に大変な抑圧を与え鬱屈した精神状態に陥れることは想像に難くない。加害少年の名前を知りたいと思うのは自然の感情である。審判や裁判で加害者に想いを伝えたいと願うのも無理はない。

従来、わが国の法律には、犯罪被害者やその家族の保護、権利擁護、救済方法などについて規定したものはまったくなかつたといつてよい。加害者のための法律はあつても、被害者のための法律はなかつたというのが実情であつた。それに対して諸外国においては、一九六〇年代から、まず、ニュージーランド、イギリス、オーストラリア、アメリカ、カナダなどの国で被害者問題が取り上げられ、七〇年代になって支援組織作りが進み、法制度の改善が重ねられている。たとえば、ニュージーランドは、一九六三年に世界で最初に犯罪被害者補償法を制定しており、続いてイギリスでは、一九六四年に、犯罪被害者国家補償機構を設置し、七〇年代から、ボランティアによる民間の被害者支援組織「ビクティムサポート」(Victim Support) が活動するようになり、性犯罪被害者には特別の訓練を受けた警察官「シヤペロン」が付き添い、警察署の内外に、検査室、バスルーム、応接室を備えた性犯罪被害者専用の部屋(examination suite)を設置するなどの配慮がなされている。アメリカでは、犯罪被害者補償

制度が一九六五年のカリフォルニア州をはじめとして、各州で制定・実施され、多くの都市に「被害者救援センター」(Victim Assistance Center)や「強姦被害者救援センター」(Rape Crisis Center)などの民間組織が設立された。さらにその後、民間レベルだけでなく刑事司法レベルでも対策が講じられている⁽²¹⁾。具体例としては、一九八二年の「被害者および証人の保護に関する法律」や八四年の「被害者補償および援助に関する法律」の制定、「近隣司法センター」(Neighborhood Justice Center)の近隣紛争解決プログラムや「被害者・加害者和解プログラム」(Victim Offender Reconciliation Program)などの調停・和解プログラムがあげられる⁽²²⁾。これらは、最近注目されている「修復的司法」または「リストラティブ・ジャスティス」(Restorative Justice)と呼ばれるプログラムのひとつで、従来の刑事司法手続の中に犯罪被害者や地域社会の市民の参加を図るものであり、「加害者に対しては責任ある行動を求め、被害者と地域社会に対してはその癒しを目的とする司法」であるとされる。修復的司法のひとつの典型といえる「被害者・加害者和解プログラム」(VORP)は、警察段階で加害者と被害者一人ひとりの直接的な話し合いでの解決を図ったことから始まったもので、成功すれば、その後の検察、裁判所、拘禁施設という刑事司法機関の過程からはずれることになるので、ダイヴァージョンの一種であるとされている⁽²³⁾。

このように、国際的には早くから「犯罪被害者の問題」が取り上げられ、一九八五年には、国連の犯罪防止および犯罪者処遇に関する国際会議において、「犯罪の被害者と権利濫用の被害者に関する司法の基本原則宣言」、いわゆる「被害者の権利宣言」が採択されている。犯罪被害者が回復し立ち直るためには、何よりもまず情報の提供を受けることが先決問題である。この被害者の権利宣言では、被害者に対し「すみやかな被害回復を受ける権利」を保障し、被害者は、司法および行政手続上の地位、手続の経過、事件の処理などについて情報を与えられ、さらに、被疑者・被告人の権利を侵害しない限りにおいて、被害者の意見及び関心が提出され、かつ考慮されることが

認められている。⁽²⁴⁾

こうした国際的な情況に対して、わが国で犯罪被害者に対する保護・救済の必要性がようやく認識されてきたのは、一九七〇年代から八〇年代にかけてのことである。一九七四（昭和四九）年に起きた三菱重工ビル爆破事件や通り魔事件などをきっかけに、その遺族や身体に重障害を負った人に一時金を給付する制度が始まったのである。本来、犯罪被害者やその家族に対する損害の補償は加害者が行うべき民事上の問題である。しかし、加害者には充分な資力を有しない者も多く、犯罪被害者の救済のための国の積極的な関与として「犯罪被害者等給付金支給法」が、一九八一（昭和五六）年一月から施行された。この制度では、人の生命・身体を害する故意の犯罪により、不慮の死を遂げた者の遺族または重障害を受けた者に対して、国が犯罪被害者等給付金を支給することになっている。犯罪被害発生のおよそ二年以内に都道府県公安委員会に申請し裁定を受け支給される。一人あたりの限度額は、遺族給付金が一、〇七九万円、障害給付金が、一、二七三万円である（平成十一年三月三十一日現在）。これには、高額な治療費・入院費に対して給付額が少ない、加害者側からいくらかの損害賠償をえた者は給付されないのは不備である、メンタルなケアについて配慮がないなどの批判がある。まだ十分な被害者の保護・救済に至っていないといわざるをえない。

（二）被害者連絡・通知制度

被害者に起訴・不起訴などの事件の処理や裁判の行われる裁判所を通知することは、一九九六（平成八）年に、警察が「被害者対策要綱」を定めたことよって始まった。被害者連絡制度の実施である。全都道府県警は、九七年七月に連絡制度を始めた。一方、検察も別個に被害者への連絡・通知を始めた。警察は「被害者連絡制度」、検

察は「被害者通知制度」と名づけている。九九年四月に、検察は全国統一方式で、この「被害者通知制度」を開始し、これによって、判決の結果まで被害者に知らされることになった。これは、一九九八年に報道された世田谷区の小学二年生の交通事故死事件がキツカケとなったものである。横断歩道でトラックにはねられて亡くなったのは前年の一月だったが、両親も警察も知らないうちに、運転手の不起訴処分が決まっていた。一月になって、東京地検を訪ねて不起訴を知り、理由を聞いた父親に対して、地検職員は「説明する義務はありません」と答えたという。両親は、納得できずに独自に事件の目撃者探しを行い、再捜査を嘆願する署名活動を行うなどの運動を起し、マスコミの取り上げるところとなった。こうした検察の対応に対する批判が高まり、それまで検察庁ごとにはばらに行われていた通知制度を、法務省と最高検察庁が全国統一方式で実施することにした。それが「被害者等通知制度実施要項」である。これによって、事件の被害者、その親族、弁護士、目撃者などを通知の対象者とし、起訴、不起訴などの処理の結果と係属裁判所、公判日時、裁判の結果、公訴事実の要旨、勾留および保釈など身柄の状況などの事項を通知することにした。

(三) 被害者保護の立法改革

刑事手続において、犯罪被害者に対する適切な配慮と保護を図る目的で、二〇〇〇(平成一二)年五月一九日、「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」(以下には、被害者保護法という)および「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」(両者を合わせて犯罪被害者二法という)が第一四七回国会で可決され、一月一日に施行された。この改正において犯罪被害者の保護に関する立法改革が行われた。およそ以下のような制度の改正がある。

まず、①被害者の立場と被害者保護法の目的を明確にした(被害者保護法第一条)。②被害者が優先的に傍聴できる配慮をしている(法第二条)。③公判記録の閲覧・謄写の許可、つまり、被害者が加害者への損害賠償請求のため記録を使用したいなど正当な理由がある場合、判決確定前でも一定の範囲で刑事裁判の証拠書類等の閲覧または謄写を許可できることとした(法第三条)。④刑事訴訟が行われている際に、被告人(加害者)と被害者の間で成立した示談について、示談書だけでは強制執行力がないことから、刑事裁判所に申し立てて公判調書に記載してもらい、これにより強制執行ができるようにした(法第四条、九条)。⑤被害者や年少者が法廷で証言する際に、必要なのは親やカウンセラーなど適当な者が証人につきそうことができるものとした(刑事訴訟法第一五七条の二新設)、⑥証人尋問の際の証人の述べ、つまり、証人(被害者)が被告人(加害者)の面前において供述するときに圧迫を受け、精神の平穏が害されるおそれがある場合、ついたてなどによって、被告人と証人との間で相手を認識できないようにした(刑事訴訟法第一五七条の三新設)。⑦ビデオリンク方式による証人尋問を導入した。性犯罪の被害者や年少者等の証人尋問に、法定外の部屋と法廷を回線で接続し、双方向のテレビモニターを通じて証人尋問を行う、いわゆるビデオリンク方式を採用することとし(刑事訴訟法第一五七条の四新設)、この方式で記録したビデオ(記録媒体)を証拠とすることができるものとした(刑事訴訟法第三〇五条第三項、第三二一条の二新設)。⑧性犯罪の告訴期間を撤廃した(刑事訴訟法第二三五条一項新設)。⑨被害者の意見陳述を認めた。裁判所は、被害者またはその法定代理人(被害者死亡の場合、その配偶者、直系親族、兄弟姉妹)から、被害に関する心情その他の意見の陳述の申立てがあるときは、公判期日においてその意見を陳述させるものとした(刑事訴訟法第二九二条の二新設)。ただし、こうした陳述は、事実認定や量刑に重大な影響を及ぼす可能性があり、被告人の利益と対立することから、学問的には論争がある。そこで、陳述が相当でないと考えられる場合は、書面にして提出させ、または陳述をさせないことができる。

し、さらに、その陳述または書面は事実認定の証拠とすることができないものとした（同第七項、第九項）。⑩ 検察審査会への申立権を遺族にも拡大した（検察審査会法第三八条の二新設）。

この新法の施行にあわせて、法務省は全国五〇の地方検察庁に「被害者支援員」を配置している。被害者の窓口となる「被害者支援員」は一〇〇名いて、すべての地検に一名ないし四名が配置された。元検察事務官や元副検事がこれにあたり、被害者からの相談にのったり、裁判記録の閲覧を手伝うほか、法廷へのエスコート役を務めるなどしている。施行の当日、一月一日には、はじめての研修会が開かれ、犯罪被害者二法の内容説明がなされ、被害者から相談を受ける際にどんな点を注意すべきかなどを精神科医や心理カウンセラーがアドバイスしたことが伝えられている。

このような改革をとまう犯罪被害者二法の成立・施行によって、刑事裁判に関する「被害者の保護・救済」が、ようやく法的に認められた。しかしながら、被害者の地位に関しては多くの問題点が未解決のまま残されている。被害者保護法第一条では、「この法律は、犯罪により害を被った者及びその遺族がその被害に係る刑事事件の審理の状況及び内容について深い関心を有するとともに、これらの者の受けた身体的、財産的被害その他の被害の回復には困難を伴う場合があることにかんがみ、刑事事件に付随するものとして、被害者及びその遺族の心情を尊重し、かつその被害の回復に資するための措置を定め、もってその保護を図ることを目的とする」としているだけで、被害者の「権利」そのものについては明確にされていない。そもそも被害者の「保護・救済・権利」についての議論は、ここ数年間のうちに急速に行われるようになったもので、⁽²⁵⁾ いまだ十分な熟慮の成果が盛り込まれたものとはいえない。根本的な問題として、被害者の「保護・救済」を「権利」とした場合に、従来、当然の前提とされてきた刑事訴訟の構造や基本理念の変更を認めるのか、⁽²⁶⁾ また、被害者の「手続参加権・意見表明権」までを認める

かどうかについても議論が分かれており、否定的な見解も見られるのである。⁽²⁷⁾

四 おわりに

二〇〇〇(平成二二)年一月二八日、「少年法等の一部を改正する法律案」が第一五〇回臨時国会で可決・成立し、二〇〇一(平成一三)年四月から施行されることになった。少年事件の匿名主義と被害者の保護・救済に関わる改正点としては、「記録閲覧謄写」と「意見陳述」とがある。まず、「被害者等による記録の閲覧及び謄写」は、少年法第五条の二第一項として、被害者等(被害者死亡の場合、配偶者、直系親族、兄弟姉妹)から記録閲覧謄写の申出があるときは、損害賠償等、正当な理由のある場合、裁判所は記録の閲覧謄写をさせることができるものとした。ただし、その記録の閲覧謄写をした者は、正当な理由がないのに知り得た少年の氏名その他少年の身上に関する事項を漏らしてはならず、知り得た事項を用いて、少年の健全な育成を妨げ、関係人の名譽、生活の平穩を害し、調査、審判に支障を生じさせる行為をしてはならないと規定している(少年法第五条の二第三項)。また、「被害者等の申出による意見の聴取」は、少年法第九条の二として、「家庭裁判所は、被害者等から、心情その他事件に関する意見の陳述の申出があるときは、自らこれを聴取し、又は家庭裁判所調査官に命じてこれを聴取させるものとする。ただし、事件の性質、調査又は審判の情況その他の事情を考慮して、相当でないと認めるときは、この限りでない」とする新規規定を設けた。犯罪被害者の保護・救済という観点からは、一定の進展があつたといえる。

しかし、これで十分な措置とは言えない。少年法第六一条の趣旨を尊重しながら、さらに被害者の保護・救済を考へることが出来る。少年事件の匿名主義と報道の自由および被害者の権利とは、それぞれが、二律背反するもの

ではない。被害者に対する十全の支援と救済を保障しつつ、犯罪によって傷ついた被害者も加害者もともに癒されるシステムは可能はずである。実際に、少年法第六一条と報道の自由および少年法第六一条と被害者の権利との両面での対立・衝突を調整・融和する提案が理論面・実践面で着実に提出されている。

極めて異例であるとされた神戸須磨事件の「審判決定要旨」（神戸家裁平成九年一〇月一六日決定）の公表もそのひとつである。そこでは、少年の実名を出さずに、プライバシーにかかわらないかぎりでの事件の概要や捜査、審判の進行状況およびその結果について赤裸々に伝えられていた。あのような残虐な行為に及んだ少年に対しても少年として成長する可能性があることを認め、人間性への信頼感を失わず、おこなったことへの厳正な法的評価と周到な臨牀的な処遇指針を示していることに、少年の問題に取り組む大人のあるべき態度を見ることができると言える。そこでは、ラベリングを避けると同時に、被害者への配慮をし、少年の行くべき道を示唆⁽²⁸⁾していた。この公表を行った井垣康弘判事は、その後、少年審判改革案という形で、少年法第六一条の匿名主義と被害者の知る権利との衝突を回避するヒントとなる提案を示している⁽²⁹⁾。それは、故意の犯行で被害者が死亡した事件では、被害者側が希望した場合に、遺族を少年審判へ参加させようという内容である。具体的には、三つの提案からなる。まず、第一の提案は、「遺族に少年の検面調書を読んでもらう」ことである。被害者の遺族は、「なぜわが子が殺されたか」「加害者は具体的に何をしたのか」「罪の償いをどうするつもりか」などを知りたいはずである。そこで、家裁に少年事件が送致された際、加害少年側の調査官とは別の被害者側担当の調査官を配置して遺族に接触してもらい、次に加害少年側に、検面調書の内容が正しいか、被害者側に読んでもらって良いかを確認したうえで、被害者側に検面調書を読んでもらう。検面調書は、捜査の最後に検察官が少年に対し犯罪の動機や経過、態様、結果など一切を尋問しまとめるものだから、これを読んでもらうことで遺族に事件の全体像を知ってもらうことになるとしている。しか

し、この提案は相応の注意が必要である。なぜなら、検面調査は、捜査官が被疑者を長時間取り調べた後に供述内容を要約するもので、言わば、被疑者に言わせたいことを捜査官が作成するものだからである。したがって、あくまでも加害少年が「検面調査の内容は正しい」と認めた場合に限られなければならない。

第二の提案は、「遺族に被害者の想い出を語ってもらう」ことである。被害者の遺族に、被害者の乳幼児期から被害に遭うまでの各時期の想い出を語ってもらい、被害者側担当調査官は、それを報告書にまとめ、それを審判の参加者に読んでもらうというものである。審判への参加者は、裁判官、書記官、少年側調査官、被害者側調査官、少年、保護者、付添人弁護士、そして希望があれば、被害者の遺族、その付添人弁護士である。被害者側に情報を提供し、逆に加害者側に被害者の情報を提供することは、被害者側の「何も知らされない」「何も言えない」という不満を解消し、加害少年側に、自分のしたことの意味を知らせ、相手をどんな目にあわせることになったのかを悟らせることで、少年に正しい人間的感情をもたせようという配慮であろう。⁽³⁰⁾ ここには、すでに述べた「修復的司法」に共通する思考がある。少年が被害者と向き合い、被害者から見た事件の重大性や影響を直接自分の目と耳で受けとめるとき、心からの謝罪や、自責の念が生まれてくる。被害者が少年の実像を知り真摯な謝罪を受けるとき、犯罪自体への憎しみは消えないまでも、少年の立ち直りが自分にとってもまた一つの救いになることを知る。当事者だけでなく、家族や友人、教師など地域の人々が参加する場合もある。こうした話し合いを通じて、被害回復の方法や更正への道筋が考え出される。これは、山田由紀子氏の提案であるが、アメリカの修復的司法をわが国に導入することの可能性を示唆している。⁽³¹⁾

日本にこれを導入するのに法改正は必要ない。従来の少年事件手続を維持しつつ、その流れの要所に取り入れることができる。たとえば、審判の前に行い、裁判官がその結果を踏まえて少年の処遇を決める、保護観察中に行

い、少年への指導に反映させる、少年院を出る前に地元へ帰る準備として行う、などである。

殺人事件の遺族側からは、加害者と会うなど考えられない、という声があがるかもしれない。しかし、法廷を傍聴しても刑事記録を読んでも、遺族が本当に知りたい「なぜ？どうして？」の答えはなかなか得られない。人は憎しみだけでは生きられないという言葉もまた真実である。米国では、長く苦しい年月の末に遺族が自ら進んで受刑中の加害者と刑務所内で対面するという実例もあり、殺人などの重大犯罪でのプログラムの研究も進められている。いま日本では、被害者の権利と少年犯罪がともに大きな社会の課題となっており、少年法改正案をめぐって、この二つが対立的にとらえられている。しかし本来、二つの課題それぞれには、単なる条文の改正にとどまらない実質的な施策（被害者のために情報を知らせ心のケアができる支援者の養成、犯罪前の少年のSOSに機敏に対応できるカウンセラーの養成など）が必要であり、それを前提とするならば、修復的司法はこの二つの重い課題を対立的ではなく調和的に解決するひとつの方法たり得るのではないだろうかとしている。

第三の提案は、「少年参審制度を新設する」ことである。故意の犯行で被害者を死亡させた事件には、市民代表の参審員を参加させる。この参審員が、加害少年側と被害者側双方の調査官から報告を聞き、少年、保護者、遺族を直接目の前で見、生の声を聞き、教育が適当か刑罰が適当か、つまり保護処分が検察官送致かを判断するというものである。この場合、参審員は裁判官と同等の表決権を持つものとしている。こうした少年参審制の提案は、井垣判事のほかにも多くの人から主張されている。たとえば、守屋克彦教授は、「いま必要なのは少年法や審判手続きのありかたについて、さまざまな意見を持つ人々から、ひとまずの信頼をつなぎ留められるよう、少年審判制度を確立し、それに対する信頼を基礎に非行に対する取り組みを前進させることであろう。そのためにも、事案に応じて職業裁判官と市民が合議体を構成する参審制の導入が最も望ましい」としている。さらに、家庭裁判所は、

これまでも調停委員や参与員など民間の人々とともに事件を処理する機構として広く定着してきており、少年事件について参審制を新設した場合のイメージもつかみやすいことを示唆している⁽³²⁾。

もちろん、この少年審判改革案には、検討を要する点も多いが、少年法第六一条と被害者の知る権利との対立・衝突を調整・融和するための解決策となる大きな可能性をもつものといえる。団藤重光博士は、アメリカやノルウェーの被害者と加害者が直接会い、話し合う制度についての質問に対して、「今の子どもはテレビゲームのようなもので育っているから、人が死んでもすぐ生き返ってくるような想像の世界、バーチャルな世界に住んでいるとも言える。実際に被害者の側に会って『自分のやったことが被害者やその家族にこんなにインパクトを与えているんだ』と知ることは、少年にとって絶対に必要なことだろう。誰がどの時期にうまく運用していくかにもよるが、被害者と少年の双方により作用を思う。そういう制度を導入したい⁽³³⁾」と答えている。

罪を犯した少年を、社会としてどう育てていくか。今こそ、積み上げてきた社会の知恵を發揮すべき時なのかも知れない。新しい世紀をになう子どもたちをどう育てていくのかを考えるためには、少年法の理念を認識し、多方面の専門家の意見に耳を傾け、大きく未来の理想を考えるべきであろう。

(1) 廣瀬健二「海外少年司法制度」家裁月報四八巻一〇号(一九九六年)一五頁、八四頁等。諸外国の報道規制に関する包括的な研究については、清水英夫編『マスコミと人権』(三省堂一九八七年)、澤登俊雄・齊藤豊治編著『少年司法と適正手続』(成文堂一九九八年)、田島泰彦・新倉修編『少年事件報道と法』(日本評論社一九九九年)九二頁以下等参照。

(2) 新倉修「少年事件報道と少年の人権」田島泰彦・新倉修編『少年事件報道と法』(日本評論社一九九九年)二九頁。

(3) 団藤重光・森田宗一「新版少年法(第二版)」(有斐閣一九六四年)四三四頁。

- (4) 田宮裕「廣瀬健二」〔注釈少年法〕(有斐閣一九九八年) 三六〇頁。
- (5) 森田宗一「少年審判手続における秘密性」ジュリスト一六五号(一九五八年) 三〇頁以下。
- (6) たとえば、前沢猛「少年事件報道の実態と基準」ケース研究二二五号(一九九〇年) 三七頁。
- (7) 田島泰彦「少年事件と表現の自由」田島泰彦「新倉修」少年事件報道と法(日本評論社一九九九年) 一二頁も同趣旨。
- (8) 「少年犯罪の増加と凶悪化」という主張が妥当でないことは、すでに別の論考でも述べた。拙稿「少年法改正の根拠と経緯」中央学院大学法学論叢一三卷二号(二〇〇〇年) 二二三頁以下。同じように、犯罪統計からの分析では、単純に少年犯罪の増加・凶悪化は認められないとするものとして、津田玄児「少年法『改正』論の前提を問う」法学セミナ一五一四号(日本評論社一九九七年) 八頁以下、同『少年法と子どもの人権』(明石書店一九九八年) 二三頁以下、野田正人「最近の少年非行事件の特徴」法律時報七〇巻八号(一九九八年) 一八頁以下、後藤弘子「少年犯罪の重罰化論と少年法改正」同二三頁以下、第一東京弁護士会少年法委員会編『Q & A 少年非行と少年法』(明石書店一九九八年) 二七頁以下、澤登俊雄『少年法―基本理念から改正問題まで』(中央公論新社一九九九年) 三〇頁以下など。
- (9) 拙稿「マスコミの犯罪報道と刑事手続の原則(三・完) 少年事件の取扱いをめぐって」東京法科学院論集三号(一九八九年) 二六頁以下。酒井安行「村山裕」少年事件報道」法律時報六三卷二二号(一九九一年) 五三頁以下。
- (10) 新倉修「少年審判の情報公開と被害者の保護」『刑法雑誌』第三九卷第三号(有斐閣二〇〇〇年) 四四五頁以下では、主として非行少年である加害者と被害者との関係を論じている。非行少年と報道の関係では、新聞協会の「少年法第六一条の扱いの方針」(一九五八年)における未成年者の匿名原則とその例外が参考となる。そこでは、「少年法第六一条は、未成熟な少年を保護し、その将来の更正を可能にするためのものであるから、新聞は少年たちの『親』の立場に立って、法の精神を实せんすべきである。罰則がつけられていないのは、新聞の自主的規制に待とうとの趣旨によるものなので、新聞はいっそう社会的責任を痛感しなければならぬ。すなわち、二〇歳未満の非行少年の氏名、写真などは、紙面に掲載すべきではない。ただし、一、逃走中で、放火、殺人など凶悪な累犯が明白に予想される場合、二、

指名手配中の犯人捜査に協力する場合など、少年保護よりも社会的利益の擁護が強く優先する特殊な場合については、氏名、写真の掲載を認める除外例とするよう当局に要望し、かつこれを新聞界の慣行として確立したい」としている。

(11) 田島泰彦「新潮45少年実名報道訴訟―大阪地裁判決の解説と判決文」田島泰彦『新倉修編「少年事件報道と法」(日本評論社一九九九年)一八八頁。

(12) 判例時報一七一〇号(二〇〇〇年)一一二頁以下。

(13) 判例時報一七一〇号(二〇〇〇年)一一三頁。

(14) たとえば、法セミ増刊『人権と報道を考える』(日本評論社一九八八年)五〇二頁以下参照。

(15) 判例時報一七一〇号(二〇〇〇年)一一四頁。

(16) 守屋克彦「少年犯罪実名報道」二〇〇〇(平成一二)年四月一三日朝日新聞夕刊。そこでは「実名報道は、犯人の責任を自覚させ、非行の防止に効果的だという意見もあるが、性急に過ぎるのではないか。……罪を犯した少年たちを更正させ、再犯を防ぐために、個人の尊重や人間の尊厳という基本的な価値に支えられた法を守ることをいかに教え、どのように育てるかということが、現在の少年審判や保護矯正の重要な課題であり、大人全体の課題といえる。……単に犯人に応報感情をぶつけることで犯罪の多発を防げるとは思えないのである」とし、出版社側が法を無視したことに ついて「目的の正しさを言うにしても、情報発信という、いわば権力をもつ立場にある出版社が、情報社会の弱者といえる男性やその家族の尊厳を無視することは、少年に法を守るべきことを求める大人が無法を犯すという矛盾に陥っている」としている。

(17) 二〇〇〇(平成一二)年三月一日朝日新聞朝刊社説「説得力に欠ける判決だ／実名報道」。なお、同日同紙の小倉いづみ氏の氏名入り解説では、少年事件の被害者の遺族から「被害者と同様、加害少年の実名も報道されるべきだ」などの声が上がるなかで、一方で、少年の更生に携わる人々からは「実名報道されれば社会復帰の間口が狭くなる。そうなれば、再び犯罪者になる可能性が高まり、公益も損なわれる」という点も指摘している。むしろ、加害少年と同様、被害者も匿名報道されるべきであろう。同じ趣旨に、辻脇葉子「犯罪被害者のプライバシー」明治大学短期大学紀

- 要六七号(二〇〇〇年)五九頁がある。なお、同「少年事件の実名報道」明治大学短期大学紀要六三号(一九九八年)一頁以下、同「アメリカ少年裁判所の刑事裁判化と非公開・匿名報道原則の変容」明治大学短期大学紀要六五号(一九九九年)一頁以下、同「報道の自由か少年の人権か?——アメリカ少年裁判所制度の帰趨——」明治大学短期大学紀要六六号(二〇〇〇年)一〇五頁以下等参照。
- (18) 村井敏邦「少年事件と情報公開」法学セミナー五二七号(一九九八年)六六頁以下。
- (19) 伊藤正巳「言論・出版の自由」(岩波書店一九五九年)一九〇頁以下。奥平康弘「知る権利」(岩波書店一九七九年)二七一頁以下。同「基本的人権と報道の自由」新聞研究第三八〇号(一九八三年)六八頁以下。平川宗信「名誉毀損罪と表現の自由」(有斐閣一九八三年)一三三頁以下。同「犯罪報道と人権」罪と罰第二二卷二号(一九八五年)五頁以下。奥平康弘「鈴木みどり」浜田純一「平川宗信」犯罪報道とプライバシー・名誉・その他の人格的利益をめぐって」ジュリスト一一三六号(一九九八年)三二頁。服部朗「少年事件報道と人権」澤登俊雄先生古稀祝賀論文集「少年法の展望」(現代人文社二〇〇〇年)二六一頁。なお、この点につき、辻本義男「藤吉和史」犯罪報道の法的諸問題」犯罪社会学研究第一号(一九八六年)六二頁参照。
- (20) 読売新聞二〇〇〇(平成一二)年一月七日。
- (21) 河原理子「犯罪被害者 いま人権を考える」(平凡社新書一九九九年)一二六頁以下。太田達也「犯罪被害者支援の国際的動向と我が国の展望」法律のひろば第五三卷二号(二〇〇〇年)四頁以下。なおイギリス、ドイツ、アメリカにおける被害者の問題につき、特別企画「犯罪被害者と刑事手続」季刊刑事弁護第二二二号(現代人文社二〇〇〇年)一五頁以下。
- (22) 藤本哲也「刑事政策の新動向」(青林書院一九九一年)一六五頁以下。
- (23) 「修復的司法」は“Restorative Justice”の訳語であるが、未だ定着した用語ではなく、論者によって「回復的司法」と呼ばれたり、「関係修復的正義」「損害回復正義」「恢復的司法(正義)」などとも訳されており、また、適切な用語がないので、直接、「リストラティブ・ジャスティス」と呼ぶものもある。宮崎聡「アメリカ合衆国におけるリスト

ラティブ・ジャスティスの実情について「被害者・加害者間の和解プログラムを中心として」家庭裁判月報第五二巻第三号(二〇〇〇年)一六一頁以下。ダイヴァージョン (diversion) とは、刑事司法手続に伴う弊害を回避するために、通常の刑事司法手続の過程から「そらす」ことを意味し、一九六〇年代からアメリカにおいて主張され始めた犯罪者に対する措置のことである。これはラベリング理論から派生したもので、犯罪者等の社会逸脱行為者を刑事司法手続の過程におくこと自体が、犯罪者という烙印づけ(ステイグマ)をすることになるから、可能な限りそれを避けようとするものである。ダイヴァージョンによって、刑事司法機関の負担の軽減や、非刑罰的処置による犯罪者の社会復帰の促進に効果があるとされている。

(24) 山口直也「国際人権法から見た被害者問題」季刊刑事弁護第二二二号(現代人文社二〇〇〇年)一一一頁以下。

(25) 平成一一年度版「犯罪白書」は、第五章に「犯罪被害者と刑事司法」をとりあげ、一二〇頁以上の特集をしており、その他、総合的な特集として、特集「犯罪被害者と刑事司法」法律のひろば第五三巻二二二号(二〇〇〇年)、特集「犯罪被害者の保護と救済」ジュリスト第一一六三号(二〇〇〇年)、特集「犯罪被害者の権利」法律時報第七一卷一〇号、特別企画「犯罪被害者と刑事手続」季刊刑事弁護第二二二号(現代人文社二〇〇〇年)九〇頁以下などがある。

(26) たとえば、二〇〇〇(平成一二)年五月に京都大学で行われた日本刑法学会の第二分科会では、「刑事司法における被害者」というテーマでワークシヨップがおこなわれ、被害者の権利と刑事手続の関係が議論された。そこでは、「国」地方自治体が適当な経済的、精神的、福祉的ケアを行うことは当然であり、犯罪被害者および遺族はそうした対応を求める権利を有することも、また、当然というべきである。問題は、それが刑事手続上の何らかの権利として構成されるべきものかどうかである。刑事手続は、刑事事件が発生した後、その事件の被疑者についての捜査と公訴提起、被告人に対する訴訟追行・裁判に関する手続である。捜査、公訴提起、訴訟追行を国の業務として位置づける限りは、刑事手続は、必然的に国对被疑者・被告人という構造にならざるを得ない。刑事手続のそのような性格に変更をもたらさないまま、犯罪被害者の救済問題を考えるのか、それとも、従来当然の前提とされてきた刑事手続の性格そのものの変更をも視野においてその救済を考えるのか、この点がまず問題となる」とされた(村井敏邦「第二分科会共同研究

刑事司法における被害者」日本刑法学会第七八回大会レジュメ集一一頁。

(27) 斉藤豊治「被害者問題と刑事手続」季刊刑事弁護第二二二号(二〇〇〇年)九四頁では、被害者の意見陳述を事実認定のための証拠とすることができないとしているが、事実認定に影響しない保障はない、量刑判断の資料に用いられ過度に被害者の報復感情に左右されることが懸念される、逆に意見陳述をしても影響しなかったとすれば、被害者側が刑事裁判に不信をもち報復感情を強化することになり、被害者の精神的立ち直りにマイナスになることが懸念されるとしている。このほか、山口直也「国際人権法から見た被害者問題」季刊刑事弁護第二二二号(現代人文社二〇〇〇年)一一一頁や、川崎英明「犯罪被害者二法と犯罪被害者の権利」法律時報第七二巻九号(二〇〇〇年)二頁も、国との対等当事者である被告人に加えて被害者に手続参加権を与えることはその位置付けに困難性を伴うことを指摘し、刑事訴訟の基本理念、基本構造に関わる問題であるだけに、一律の意見陳述権が犯罪被害者の保護ということで正当化されるのかどうか問題とされなければならないとしている。

(28) 第一東京弁護士会少年法委員会編『Q&A少年非行と少年法』(明石出版一九九八年)一一五頁。審判決定要旨全文は、一一六頁以下。

(29) 井垣康弘「裁判所の窓から」みる少年法の課題と改革」法学セミナー第五五一号(二〇〇〇年)六一頁。

(30) 同様の意見は、「少年法改正／刑事罰で切り捨てるな／団藤重光先生インタビュー」という朝日新聞平成一二年九月一八日朝刊の記事にもある。以下のような内容である。「被害者の立場から、公開の裁判で裁いてほしいという声があるが」という質問に対して、「被害者としては、何も知らされないまま手続きが済んでしまうのがまんならないことで、それはその通りだと思う。被害者に対する配慮は、少年法ができたときには落ちていた部分だ。被害者に少年審判の情報を提供することは、少年法にとっても大きな進歩だと思う。自分のやったことが相手をどんな目にあわせることになったのかを少年によく悟らせることは、少年に正しい人間的感情をもたせるためにも非常に重要だ。ただし、公開の裁判にしたり、不用意に少年と被害者側を突然会わせたりするようなことをすれば、それは少年法の精神に反する。」

- (31) 山田由紀子「(論壇) 加害少年と被害者側の対話を」朝日新聞二〇〇〇(平成二二)年一月三日。
- (32) 守屋克彦「(論壇) 参審制を少年法論議の主題に」朝日新聞一九九九年二月一〇日。このほか、佐藤博史「わが国の少年審判に参審制の導入を」自由と正義四九卷一二号(一九九八年)一九頁、青木正芳「(論壇) 少年司法に市民参加の制度を」朝日新聞一九九八年十二月三〇日、中山博之「少年審判・『裁定合議制』より『参審制』を」自由と正義五〇卷五号(一九九九年)、葛野尋之「刑事裁判の公開と少年審判の非公開―少年の適正手続としての審判非公開―」澤登俊雄先生古稀祝賀論文集『少年法の展望』(現代人文社二〇〇〇年)二二三頁など。
- (33) 朝日新聞二〇〇〇(平成二二)年九月一八日朝刊「少年法改正／刑事罰で切り捨てるな／団藤重光先生インタビュー」による。